

静岡県告示第457号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月10日

静岡県知事 鈴木康友

1 解除予定に係る保安林の所在場所

浜松市天竜区水窪町奥領家5148の13・5158の4・5162の8・5168の3・5169の4（以上5筆国有林）、5148の12・5165の4・5168の7（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、5168の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）